

台東区大河ドラマ館ホームページ構築・保守業務仕様書

1 業務名

台東区大河ドラマ館ホームページ構築・保守業務

2 業務の目的

2025年放送の大河ドラマ「べらぼう ～蔦重栄華乃夢噺～」の放送に合わせて開設する大河ドラマ館について広く効果的に発信し、大河ドラマ館及び台東区への集客を行うことを目的とする。（想定来館者数：50万人）

さらに、関連する区内の文化・観光・産業情報を提供することにより、地域経済の活性化及び観光客の満足度向上を図ることを目的とする

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

ただし、ホームページ構築については、別添1「台東区大河ドラマ館ホームページの構築に関する仕様詳細」に記載の期間（令和6年11月29日（金）まで）、運用・保守については、別添2「台東区大河ドラマ館ホームページ運用・保守業務委託仕様詳細」に記載の期間（令和8年3月31日（火）まで）とする。

なお、契約は年度ごとに締結するものとする

4 支払

(1) 台東区大河ドラマ館ホームページの構築に係る費用

別添1「台東区大河ドラマ館ホームページの構築に関する仕様詳細」にある検収完了後に支払うものとする

(2) 台東区大河ドラマ館ホームページの運用・保守業務に係る費用

年度毎に支払う経費については、別添2「台東区大河ドラマ館ホームページ運用・保守業務委託仕様詳細」にある検収完了後、契約書に記載の金額の範囲内で支払うものとする

5 業務内容

(1) プロジェクト管理

本プロジェクトの円滑な推進にあたり、統括責任者及び管理責任者等を定め、業務の円滑な履行のためのプロジェクト推進体制を構築すること。また、推進体制、業務内容及びスケジュール等を記載した業務実施計画書を提出すること

また、ホームページの公開、運用にあたり、定期的な打合せ（月4回程度）等を行った上で円滑にプロジェクトが進行するように最大限努めること

(2) 台東区大河ドラマ館ホームページの構築

別添1「台東区大河ドラマ館ホームページの構築に関する仕様詳細」のとおり

(3) 台東区大河ドラマ館ホームページの運用・保守業務

別添2「台東区大河ドラマ館ホームページ運用・保守業務委託仕様詳細」のとおり

6 業務主任技術者

- (1) 受託者は、自己の従業員の中から本業務の対象システムに精通している者（以下「技術者」という。）を選任して、本業務に従事させるものとする
- (2) 受託者は、契約履行のため事前に技術者に対し、十分な技術教育を行うこと
- (3) 受託者は、技術者に対して、使用者としての義務を全うするため、各種法令及び関係官庁からの指示命令を遵守し、事業主及び使用者としての責任を負うものとする
- (4) 受託者は、自己の事情により技術者の変更を要する場合は、事前に委託者に対して、新たな技術者氏名及び理由を文書でもって通知し、業務の遂行に支障を及ぼさないものとする
- (5) 委託者は、技術者について、技術能力等において本業務の遂行に関し不適格と認める場合は、受託者に連絡すると共に、速やかに両者協議するものとする

7 納品物

別添1「台東区大河ドラマ館ホームページの構築に関する仕様詳細」及び別添2「台東区大河ドラマ館ホームページ運用・保守業務委託仕様詳細」にある「納品物」のとおり

8 検収

別添1「台東区大河ドラマ館ホームページの構築に関する仕様詳細」、及び別添2「台東区大河ドラマ館ホームページ運用・保守業務委託仕様詳細」にある「検収」のとおり

9 情報セキュリティに関する事項

(1) リスクの概要と対策

受託者は、本ホームページに係る情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、リスクに見合った適切な情報セキュリティ対策を講じること。受託者の提案に基づき、委託者と協議の上決定すること

(2) 情報セキュリティ対策要件

本委託の実施に係る情報セキュリティ対策の検討、実施にあたっては、保有する情報資産を、認可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえ設計する他、「台東区情報セキュリティ基本方針」及びその他の関係法令を遵守しなければならない

(ア) 情報セキュリティ機能の装備

ホームページに対するアクセス、ウィルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、通信の暗号化等、必要な対策を講ずること

(イ) 脆弱性対策の実施

脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、ホームページを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定し、実施すること

(ウ) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、委託者から本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績についての報告を求められた

場合には速やかに提出すること

(エ) 再発防止策

受託者は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかにあらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策の検討を行い、委託者に報告し承認を得た上で再発防止策を実行すること

10 納入物件の帰属

納入物件の取扱いは、次のとおり定める

- (1) 本委託業務の成果物（プログラム、ドキュメント、各種計画等の著作物を含む。）に関する著作権は、(2)、(7)及び(9)の場合を除き、検査完了の時をもって受託者から委託者に移転及び帰属するものとする
- (2) 本委託業務の成果物において、受託者が従前から有していたプログラム及び受託者が業務実施中に新たに作成したプログラムの著作権並びに第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトウェアを含む。）の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。また受託者が本業務において作成した著作物及び受託者が開発したデータ処理に関するアイデア、コンセプト、ノウハウ及び技術に係る法的権利については、受託者に帰属するものとし、委託者はこれを改変し、また無償で使用できるものとする。ただし、委託者固有の情報、委託者の業務上のノウハウに関わるものについて本業務以外で使用する場合は、委託者と事前の書面による協議の上使用範囲を決定するものとする
- (3) 委託者は、受託者に了解を得ることなく、成果物を複製又は翻案し、公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。ただし、(2)に基づき受託者又は第三者に著作権が留保されたものは、この限りでない。この場合、受託者又は当該第三者と事前に協議を行い、その可否を決定するものとする
- (4) 受託者は、成果物（受託者に著作権が留保されたものは除く。）を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、委託者が承認した場合はこの限りでない
- (5) (4)の場合においては、委託者と受託者において、別途協定を締結するものとする
- (6) 受託者は、本委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任と負担において解決するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由により第三者の著作権を侵害した場合は、この限りでない
- (7) 本委託業務を遂行する過程で、特許権、その他の知的財産権及びノウハウに関する権利（以下、「知的財産権」という。）を伴う発明等が委託者又は受託者のいずれか一方で行われた場合、かかる知的財産権は発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、委託者又は受託者は、発明等を行った者との間で特許法その他の知的財産権に関連する法律により、必要な措置を講ずるものとする
- (8) 受託者が本契約以前から有していた知的財産権を本委託業務に利用したとき又は(7)により受託者に帰属する知的財産権が本委託業務に利用された場合、委託者は、本契約に基づき本委託業務の成果物を利用するために必要な範囲で、当該知的財産権等を利用することができる

- (9) 本委託業務を遂行する過程で、知的財産権を伴う発明等が委託者及び受託者に属する者の共同で行われた場合、この知的財産権は委託者及び受託者の共有（持分均等）とする。この場合、委託者及び受託者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許法その他の知的財産権に関連する法律により、必要な措置を講ずるものとする
- (10) 委託者及び受託者は、(9)の共同発明等に係る知的財産権について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、これを第三者への利用許諾、持分の譲渡及び質権を目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合、相手方と協議の上、利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする

1.1 再委託の取扱い

- (1) 契約の履行に当たっては、再委託は原則禁止とする。ただし、委託者との協議により再委託を許可する場合がある。その場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない
- (2) (1)の書面には次の事項を記載するものとする
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報並びに記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク その他、委託者が指定する事項
- (3) 本委託における情報の保管及び管理等に関する事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う

1.2 その他

- (1) 受託者は、本事業を適確に実施するため、適宜、必要な人員配置を行うこと。また、本サイトの利用促進並びにSEO対策につなげるため、最新の情報収集に努めること
- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること
- (3) 受託者は本サイトの運営に関し、委託者または第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。また、損害を受けた第三者の求めに応じ、委託者が損害を賠償した時は、委託者は受託者に対して求償権を有するものとする
- (4) 原則として準拠法については日本法とし、国際裁判管轄は東京地方裁判所とする

- (5) 本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること
- (6) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること
- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること
 - ③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること
- (7) カラーユニバーサルデザインへの配慮について
本契約の履行に当たって、カラーユニバーサルデザインに配慮し、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体（ユニバーサルデザインフォント等）を使用するよう努めること
- (8) 本仕様書は、受託者に求める業務の最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載されていない事項であっても、システムを構築する上で当然必要と見なされる事項については、受託者の責任において実施すること
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、別紙「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の定めに基づき、その他疑義及び本仕様書に抛り難い事由が生じた場合は委託者と協議し、その指示に従うこと

【担当】台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会事務局

（台東区役所 文化産業観光部 文化振興課 大河ドラマ活用推進担当内）

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号

電話 03-5246-1118 FAX 03-5246-1515

mail tsutaju.m3t@city.taito.tokyo.jp